

付加価値額に関する計算書（第6号様式別表5の2の2）記載の手引

(令和4年改正)

1 この計算書の用途等

(1) この計算書は、地方税法（以下「法」といいます。）第72条の19の規定の適用を受ける法人（以下「特定内国法人」といいます。）又は事業税を課されない事業とその他の事業とを併せて行う法人（以下「非課税事業を併せて行う法人」といいます。）が、外国の事業に帰属する付加価値額又は非課税事業に係る報酬給与額等の計算を行う場合に記載し、第6号様式別表5の2に併せて提出してください（これらに該当しない法人はこの計算書の提出は必要ありません。）。

また、外国の事業に帰属する付加価値額の計算又は非課税事業に係る報酬給与額等の計算に関する明細書（任意の様式）を添付してください。

(2) 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第3号に掲げる事業及び同項第4号に掲げる事業のうち2以上の事業を併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る付加価値額等の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出してください。

2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた
1 「 第1号 法第72条の2第1項 第3号 に掲げる事業 第4号」	事業の区分に応じて、「第1号」、「第3号」又は「第4号」のいずれかを○印で囲んでください。
2 「報酬給与額①」、「純支払利子②」、「純支払借料③」及び「単年度損益④」	第6号様式別表5の3の⑫、第6号様式別表5の4の⑬、第6号様式別表5の5の⑭及び第6号様式別表5の⑮の各欄の金額をそれぞれ記載してください。
3 「付加価値額①+②+③+④ ⑤」	②又は③が負数の場合には、それを零として①+②+③+④を計算してください。
4 「外国の事業に帰属する報酬給与額⑥」、「外国の事業に帰属する純支払利子⑦」、「外国の事業に帰属する純支払借料⑧」及び「外国の事業に帰属する単年度損益⑨」	(1) 区分計算により付加価値額を計算する法人にあっては、⑥の欄には外国の事業に帰属する報酬給与額を、⑦の欄には外国の事業に帰属する支払利子の額の合計額から受取利子の額の合計額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、負数）を、⑧の欄には外国の事業に帰属する支払借料の額の合計額から受取借料の額の合計額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、負数）を、⑨の欄には第6号様式別表5の⑪の欄の金額を、それぞれ記載してください。 (2) 従業者数按分により付加価値額を計算する法人にあっては、⑥から⑩までの各欄には①から③までの各欄の金額に⑪の欄の人数を乗じて得た額を⑫の欄の人数で除して計算した金額をそれぞれ記載し、⑬の欄には④の欄の金額と第6号様式別表5の⑮の欄の金額の合計額に⑪の欄の人数を乗じて得た額を⑯の欄の人数で除して計算した金額を記載してください。これらの金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨ててください。
5 「外国の事業に帰属する付加価値額の計算方法」	区分計算により外国の事業に帰属する付加価値額を計算する法人にあっては「区分計算」を、区分計算によることが困難で従業者数按分により外国の事業に帰属する付加価値額を計算する法人にあっては「従業者数按分」を○印で囲んでください。
6 「外国の事業に帰属する付加価値額⑥+⑦+⑧+⑨ ⑩」	⑦又は⑧が負数の場合には、それを零として⑥+⑦+⑧+⑨を計算してください。
7 「外国における事務所又は事業所の期末の従業者数⑪」及び「期末の総従業者数⑫」	(1) 従業者の数は、当該事業年度終了の日（仮決算による中間申告又は前事業年度と分割基準が著しく異なる場合の予定申告にあっては、当該事業年度開始の日から6月を経過した日の前日）現在における従業者の数により記載してください。 ※ 通算子法人の仮決算による中間申告又は前事業年度と分割基準が著しく異なる場合の予定申告にあっては、通算親法人の事業年度開始の日以後6月を経過した日の前日現在における従業者の数により記載してください。 (2) ⑪の欄には、外国の事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）に係る従業者数を記載してください。 ⑫の欄の人数には、収入金額課税事業（法第72条の2第1項第2号に掲げる事業をいいます。以下同じです。）に係る従業者数は含みません。外国の事務所等に係る従業者数、非課税事業に係る従業者数及びその他の事業に係る従業者数の合計数を記載してください。 なお、外国の事務所等を有しない内国法人が事業年度の中途において外国の事務所等を有することとなった場合又は特定内国法人が事業年度の中途において外国の事務所等を有することとなった場合には、⑪の欄には当該事業年度に属する各月の末日現在における外国の事務所等の従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数を記載し、⑫の欄には当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所等の従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数と⑪の欄の数とを合計した数を記載してください（従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除した数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とします。）。 (3) 第6号様式別表5の⑯及び⑰の各欄に記載のある法人にあっては、これらの欄の人数を⑪及び⑫の各欄にそれぞれ転記してください。 ※ 区分計算により外国の事業に付加価値額を計算する法人で、かつ、第6号様式別表5の2の3の⑧の欄の金額の計算にあたり従業者数を用いないで計算する法人は記載する必要はありません。
8 「3. 非課税事業に係る報酬給与額等の計算」の各欄 (⑪から⑯までの各欄)	(1) ⑪、⑫又は⑯の各欄は、林業、鉱物の掘採事業又は農事組合法人の行う農業に係る支払利子の額の合計額から受取利子の額の合計額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、負数）を記載してください。 (2) ⑯、⑰又は⑯の各欄は、林業、鉱物の掘採事業又は農事組合法人の行う農業に係る支払借料の額の合計額から受取借料の額の合計額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、負数）を記載してください。 (3) ⑯及び⑰の各欄は、第6号様式別表5の⑪及び第6号様式別表5の⑯の各欄の金額をそれぞれ転記してください。 (4) ⑯、⑰又は⑯の各欄は、これらの欄の金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てて記載し、⑪、⑫又は⑯の各欄にそれぞれ転記してください。
9 「報酬給与額⑳」、「純支払利子⑳」及び「純支払借料⑳」	⑳の欄には①の欄の金額から②の欄の金額及び③の欄の金額を控除した金額を、⑳の欄には②の欄の金額から④の欄の金額及び⑤の欄の金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零）を、⑳の欄には③の欄の金額から④の欄の金額及び⑤の欄の金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零）を記載してください。